

2 生活衛生

(1) 食品衛生

近年、食品産業の発展による加工技術の発達、輸入食品の増大に伴う流通の国際化、インターネットの普及による流通の変化、消費者ニーズの多様化、健康志向、鮮度志向等食品をとりまく環境は日々変化を遂げている。

そのような中で、生命と健康維持に最もかかわりの深い食品の安全性を確保するため、令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、すべての食品等事業者に一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が求められることとなった。

そのため、食中毒をはじめとする食品等による健康被害を未然に防止し、食品衛生の確保、向上を図るため、食品取扱施設の監視指導、収去検査、講習会等を実施し、施設の整備改善、不良食品の排除、衛生知識の普及啓発等に努めている。

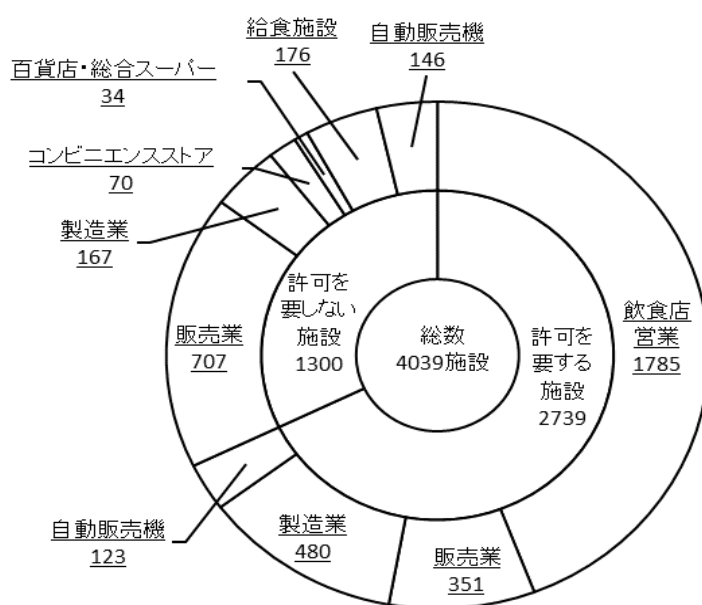
① 施設及び監視指導

一般監視のほか、営業形態、時期、各種イベント開催等を勘案した重点監視や集中監視を実施した。

《施設と監視の状況》 (単位：施設，件)

区分	施設数	監視件数
2年度	7,345	4,161
3年度	4,182	3,056
4年度	4,039	2,911

《施設の状況》



《許可を要する施設（旧法）》

（単位：施設、件）

区 分	施 設 数			新規許可件数			更新許可件数			廃 止 件 数			監 視 件 数		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
総 数	3,575	2,503	1,832	245	46	0	560	69	0	379	288	256	2,959	1,131	673
飲食店営業	1,853	1,471	1,113	146	40	0	267	37	0	204	133	146	1,566	516	343
菓子製造業	179	145	111	16	2	0	24	5	0	14	7	10	222	143	85
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集 乳 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	344	205	142	21	0	0	72	7	0	40	17	17	279	145	59
魚介類せり売業	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業	8	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	13	8
食品の冷凍・冷蔵業	18	7	4	4	0	0	2	0	0	1	0	0	15	8	3
缶詰又はびん詰食品製造業	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫茶店営業	327	192	129	7	1	0	32	6	0	31	75	33	137	63	2
あん類製造業	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	7	2	2	0	0	0	0	0	0	2	3	0	3	2	4
乳類販売業	398	197	130	17	1	0	79	2	0	47	34	20	236	8	5
食肉処理業	21	18	18	1	0	0	6	1	0	3	1	0	43	23	31
食肉販売業	260	148	97	18	0	0	53	8	0	24	10	15	218	89	47
食肉製品製造業	6	6	5	1	0	0	0	0	0	1	0	1	10	8	11
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉油脂製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	8	6	5	0	0	0	1	1	0	0	1	0	18	16	6
醤油製造業	10	8	7	0	0	0	5	0	0	4	1	1	34	19	18
ソース類製造業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒類製造業	10	9	5	0	0	0	3	1	0	0	0	0	8	4	0
豆腐製造業	7	5	3	1	0	0	1	0	0	1	0	0	19	10	10
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	10	6	5	0	0	0	4	0	0	0	1	0	34	25	11
そうざい製造業	80	50	35	12	1	0	9	1	0	6	5	12	75	30	26
添加物製造業	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	9	9	8	0	1	0	1	0	0	1	0	0	12	9	2
冰雪製造業	5	4	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	6	0	2
冰雪販売業	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※施設数は各年度末現在

改正食品衛生法が令和3年6月1日に施行されたため、それ以前を旧法、以後を新法として記載。

《許可を要する施設（新法）》

(単位：施設、件)

区 分	施 設 数			新規許可件数			更新許可件数			廃 止 件 数			監 視 件 数		
		3 年 度	4 年 度		3 年 度	4 年 度		3 年 度	4 年 度		3 年 度	4 年 度		3 年 度	4 年 度
総 数	0	502	960	0	512	478	0	0	0	0	10	20	0	1,083	1,356
飲食店営業		336	655		344	338		0	0		8	19		684	742
調理機能を有する自動販売機（要許可）		1	11		1	10		0	0		0	0		2	20
食肉販売業		8	18		8	10		0	0		0	0		23	30
魚介類販売業		42	72		42	30		0	0		0	0		95	179
魚介類競り売り営業		0	2		0	2		0	0		0	0		0	4
集 乳 業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
乳 処 理 業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
食肉処理業		1	2		1	2		0	0		0	1		2	8
食品の放射線照射業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
菓子製造業		33	76		34	43		0	0		1	0		76	129
アイスクリーム類製造業		1	1		1	0		0	0		0	0		4	2
乳製品製造業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
清涼飲料水製造業		1	3		1	2		0	0		0	0		1	5
食肉製品製造業		0	1		0	1		0	0		0	0		0	1
水産製品製造業		30	42		30	12		0	0		0	0		88	111
氷雪製造業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
液卵製造業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
食用油脂製造業		1	1		1	0		0	0		0	0		2	1
みそ又はしょうゆ製造業		3	5		3	2		0	0		0	0		7	7
酒類製造業		2	6		2	4		0	0		0	0		8	16
豆腐製造業		2	4		2	2		0	0		0	0		6	9
納豆製造業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
麺類製造業		4	7		4	3		0	0		0	0		8	20
そうざい製造業		23	36		24	13		0	0		1	0		52	58
複合型そうざい製造業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
冷凍食品製造業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
複合型冷凍食品製造業		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
漬物製造業		1	2		1	1		0	0		0	0		2	4
密封包装食品製造業		5	8		5	3		0	0		0	0		10	9
食品の小分け業		7	7		7	0		0	0		0	0		11	1
添加物製造業		1	1		1	0		0	0		0	0		2	0

※施設数は各年度末現在

《許可を要しない施設の監視状況（旧法）》

（単位：施設，件）

区 分		施設数			監視件数		
		2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
総 数		3,770	246	193	1,202	308	6
給食施設	学 校	24	0	0	32	0	0
	病 院 ・ 診 療 所	42	17	5	13	0	0
	事 業 所	8	2	1	11	0	0
	そ の 他	139	31	30	127	2	0
乳 さ く 取 業		1	1	1	0	0	0
食 品 製 造 業		320	175	136	495	287	4
野 菜 ・ 果 物 販 売 業		209	16	13	55	2	2
そ う ざ い 販 売 業		267	1	1	41	1	0
菓 子 （ パ ン ） 販 売 業		628	1	1	33	2	0
食 品 販 売 業 （ 上 記 以 外 ）		1,965	1	5	345	14	0
添 加 物 製 造 業		4	1	0	0	0	0
添 加 物 の 販 売 業		123	0	0	27	0	0
氷 雪 採 取 業		0	0	0	0	0	0
器 具 ・ 容 器 包 装 ・ お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業		40	0	0	23	0	0

※施設数は各年度末現在

※広島県条例により認定等を要すると定められた施設（下記に別記）を含む。

《認定等を要する施設の監視状況》

（単位：施設，件）

区 分	施 設 数			新 規 認 定 件 数			更 新 認 定 件 数			廃 止 件 数			監 視 件 数		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
総 数	666	353	224	32	0	0	51	6	0	62	53	44	703	365	167
加工水産物販売業	424	203	123	23	0	0	76	4	0	46	33	24	237	75	16
加工水産物製造業	96	63	51	7	0	0	21	2	0	10	6	7	123	40	33
魚介類等行商業	67	49	24	1	0	0	12	0	0	4	10	13	21	4	0
かきの処理をする作業場	79	38	26	1	0	0	16	0	0	2	4	0	322	246	118

※広島県条例により認定等を要すると定められた施設。施設数は各年度末現在

《届出を要する施設の監視状況（新法）》

（単位：施設，件）

区 分	施設数		監視件数			
	3年度	4年度	3年度	4年度		
総 数	0	680	909	0	534	542
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）		2	6		8	3
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）		8	13		11	4
乳 類 販 売 業		55	57		70	18
氷 雪 販 売 業		1	1		0	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）		34	71		2	0
弁 当 販 売 業		1	1		30	26
野 菜 果 物 販 売 業		41	43		94	38
米 穀 類 販 売 業		5	5		5	9
通 信 販 売 ・ 訪 問 販 売 に よ る 販 売 業		6	5		0	0
コンビニエンスストア		41	70		17	29
百貨店・総合スーパー		34	34		29	120
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）		69	75		1	1
その他の食料・飲料販売業		169	251		85	89
添加物製造・加工業		2	3		1	0
いわゆる健康食品の製造・加工業		0	0		0	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）		8	16		6	11
農産保存食料品製造・加工業		20	35		10	12
調味料製造・加工業		10	16		6	13
糖 類 製 造 ・ 加 工 業		0	0		0	0
精 穀 ・ 製 粉 業		2	4		3	2
製 茶 業		3	3		0	0
海 藻 製 造 ・ 加 工 業		6	11		5	10
卵 選 別 包 装 業		0	0		0	0
その他の食料品製造・加工業		15	16		31	7
行 商		9	28		4	0
集 団 給 食 施 設		135	140		113	149
器具，容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造，加工に限る。）		4	4		3	0
露店，仮設店舗等における飲食の提供のうち，営業とみなされないもの		0	0		0	0
そ の 他		0	1		0	1

※施設数は各年度末現在

※複数の業種を営んでいる場合は，代表的な業種について届け出ている。

② 収去検査

規格基準違反等の不良食品を排除するため、管内業者製造の製品、輸入食品、弁当、そうざい、生かき等を中心に検査を行った。

《食品収去検査実施状況》

(単位：件)

区 分	2年度 収去 検体数	3年度 収去 検体数	4年度 収去 検体数	違 反 検体数	違 反 理 由			
					大腸菌(群)	添 加 物 使用基準	残留農薬 等 基 準	その他
総 数	387	376	399	2	1	1	0	0
魚 介 類	87	79	83	1	1	0	—	0
冷 凍 食 品	10	0	3	0	0	—	—	—
魚 介 類 加 工 品	37	42	30	0	0	0	—	0
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品	18	13	25	0	0	0	—	0
乳 製 品	8	0	5	0	—	—	—	—
乳 類 加 工 品	0	0	0	0	—	—	—	—
乳 等	0	0	0	0	—	—	—	—
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	—	—	—	—
穀 類 及 び そ の 加 工 品	39	48	44	0	0	0	—	—
野 菜 類 果 物 及 び そ の 加 工 品	66	59	81	1	0	1	0	—
菓 子 類	37	38	33	0	0	—	—	—
清 涼 飲 料 水	10	30	16	0	0	0	—	0
酒 精 飲 料	2	0	4	0	—	0	—	—
氷 雪	5	2	2	0	0	—	—	—
水	2	2	4	0	0	—	—	0
か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品	7	9	11	0	—	0	—	—
そ の 他 の 食 品	59	54	58	0	0	0	—	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	—	—	—
	そ の 他 の 添 加 物	0	0	0	0	—	—	—
器 具 及 び 容 器 包 装	0	0	0	0	—	—	—	—
お も ち や	0	0	0	0	—	—	—	—

③ 食中毒

《食中毒発生状況》

(単位：件，人)

区 分	発生日	原因施設	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質	備考
2年	8.16	不明	1	1	不明	カンピロバクター	
3年	1.26	家庭	3	2	ふぐ	フグ毒	
	3.10	家庭	1	1	ふぐ	フグ毒	
	11.10	家庭	1	1	ふぐ	フグ毒	
4年	9.11	飲食店	5	2	複合調理食品	カンピロバクター	
	10.16	家庭	1	1	ふぐ	フグ毒	

※食中毒統計に合わせ「年次」で区分

④ 行政処分

《行政処分状況》

(単位：件)

区分	無許可	許可	禁止	停止	改善	廃棄	回収	移動禁
2年度	0	0	1	0	0	0	1	1
3年度	0	0	1	0	0	1	1	2
4年度	0	0	2	0	0	0	0	0

※違反のあった施設に対する複数の処分を含む。

⑤ 食品衛生知識の普及啓発

講習会等を通じて、営業者の自主管理体制の確立と衛生意識の向上を図るとともに、消費者に対しても、保健所ホームページ、市政だより等で食品衛生知識の普及啓発に努めた。

《衛生教育等開催状況》

(単位：回、人)

区分	開催回数	受講者数
2年度	16	536
3年度	21	582
4年度	27	716
内 食品取扱業者	22	627
内 消費者等	5	89

⑥ 苦情・相談

食品の腐敗・変敗、食品取扱不良等の苦情・相談等に応じている。

《苦情・相談等取扱状況》

(単位：件)

区分	総数	食品								施設		その他	有 情症 苦
		入異 物混	発カ 生ビ の	変腐 敗敗	異異 臭味	変 色	安 全性	表 示	そ の 他	不 衛 生	そ の 他		
2年度	103	5	1	0	3	0	1	41	10	8	21	12	1
3年度	104	6	2	2	2	0	3	44	10	2	7	16	10
4年度	127	2	0	0	1	0	4	77	5	3	10	8	17

⑦ 関係団体の指導育成

食品衛生関係業界の自主管理体制の確立を図るため、食品衛生協会及び関係団体の円滑な事業運営、自主的活動の推進に努めるとともに、各種イベントへの助言、支援を行っている。

(2) 環境衛生

日常生活に密接な関係がある環境衛生営業施設並びに多数の者が使用・利用する建築物、貯水槽水道施設等を対象に監視立入や各種科学的検査を行い、施設の改善、維持管理の徹底を指導することにより、衛生水準の向上に努めている。

① 施設の監視指導

旅館業及び興行場等の営業施設並びにその他の施設について、自主的な衛生管理の推進、衛生基準の遵守、施設の適正な維持管理の徹底等を指導した。

《環境衛生関係施設》

(単位：件)

区 分	施 設 数			許 可 (届出) 件 数			廃 止 件 数			監 視 件 数		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
総 数	4,686	4,716	4,720	47	49	53	45	19	49	220	248	255
営 業 施 設	1,096	1,113	1,110	32	30	25	35	13	28	72	88	106
旅 館 業 総 数	144	149	155	6	8	10	2	3	4	10	18	43
旅 館 ・ ホ テ ル	80	79	80	2	1	3	1	2	2	5	8	29
簡 易 宿 所	64	70	75	4	7	7	1	1	2	5	10	14
下 宿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—
興 行 場 総 数	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映 画 館	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ス ポ ー ツ 施 設	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 衆 浴 場 総 数	34	33	32	1	0	1	2	1	2	28	15	31
一 般	13	12	10	0	0	0	0	1	2	18	12	20
そ の 他	21	21	22	1	0	1	2	0	0	10	3	11
理 容 所	223	224	220	5	4	0	5	3	4	5	12	2
美 容 所	504	515	516	19	17	12	14	6	11	27	38	16
ク リ ー ニ ン グ 所 総 数	182	183	178	1	1	2	12	0	7	2	5	14
一 般	63	63	58	0	0	0	5	0	5	1	0	12
取 次 店	119	120	120	1	1	2	7	0	2	1	5	2
そ の 他	3,590	3,603	3,610	15	19	28	10	6	21	148	160	149
化 製 場 等	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
畜 舎 家 禽 舎	14	14	15	0	0	1	0	0	0	0	0	2
墓 地 納 骨 堂	2,891	2,894	2,896	4	3	2	0	0	0	10	7	4
火 葬 場	25	25	25	0	0	0	2	0	0	0	0	0
特 定 建 築 物	73	72	73	0	0	2	0	1	1	77	72	72
プ ー ル	66	66	65	0	0	1	0	0	2	20	7	16
専 用 水 道	9	9	10	0	0	1	0	0	0	4	4	5
簡 易 専 用 水 道	423	423	415	3	3	7	3	3	15	2	2	3
井 戸 其 他 の 水 道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1
温 泉 利 用 施 設	24	35	46	5	12	12	3	1	1	8	16	22
建 築 物 登 録 業	36	35	33	1	0	0	2	1	2	4	4	7
コ イ ン ラ ン ド リ ー	28	29	31	2	1	2	0	0	0	2	6	3
家 庭 用 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	10	10
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	31	4

※施設数は各年度末現在

墓地納骨堂の施設数は未完成施設を含む。

墓地納骨堂の許可件数には、変更許可を含む。

② 検査

衛生上の各基準の適合状況を把握し、衛生管理の徹底等を指導するため、検査を行った。

《検査状況》

(単位：件)

区 分	2 年 度	3 年 度	4 年 度	不 適 良 数	内 訳		備 考 (不良, 不適項目)
					理化学	細菌	
総 数	61	35	53	0			
公衆浴場等	浴槽水等	15	8	14	0		
	原 水	4	0	3	0		
コインランドリー拭き取り	0	0	0	0			
お し ぼ り	0	0	0	0			
理・美容所拭き取り	0	0	0	0			
家 庭 用 品	10	10	10	0			
飲料水	井戸等	1	1	1	0		
	簡易専水等	4	4	4	0		
	その他	0	0	0	0		
プ ー ル 水	20	10	19	0			
ク リ ー ニ ン グ 排 水	0	0	0	0			
ク ー リ ン グ タ ワ ー 冷 却 水	5	0	0	0			
医 薬 品	0	0	0	0			
業務上取扱者廃液検査	2	2	2	0			

※ 飲料水の簡易専水等には、専用水道，タンク水を含む。

飲料水のその他には，船舶飲料水を含む。

③ 環境衛生知識の普及啓発

衛生講習会の開催，市政だより，ホームページ等で広く一般に環境衛生知識の普及啓発に努めた。

《衛生教育開催状況》

(単位：回，人)

区 分		総 数	プ ー ル 衛 生 講 習 会	理 美 容 会 講 習 会	そ の 他 会 講 習 会
2年度	回 数	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0
3年度	回 数	0	0	0	1
	人 数	0	0	0	49
4年度	回 数	4	1	1	2
	人 数	129	57	30	42

※令和2年度は，新型コロナウイルス感染対策のため講習会の開催は取りやめとなった。

④ 苦情・相談

ハチ等の被害防止に関する相談や，ダニ，ノミ，ハエ等の衛生害虫についての対処方法など各種苦情相談に応じている。

《相談・苦情受付状況》

(単位：件)

区 分	2年度	3年度	4 年 度												計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ネズミ	12	8	2					2	2							6
ハエ	0	0														0
ノミ	1	0														0
シラミ	1	0														0
ダニ	1	0														0
アリ	2	3				1										1
ハチ	54	162	2	4	2	9	46	34	9	6			1		113	
カメムシ	0	2														0
チャタテムシ	0	0														0
カツオブシムシ	0	0														0
シバンムシ	1	0														0
ムカデ	0	0														0
へビ	2	4														0
ハト	0	0														0
コウモリ	11	4				2	3		1							6
イタチ	0	0														0
ゴキブリ	0	0														0
シロアリ	1	2												1		1
カ等	1	0														0
その他の害虫	4	9			2	2	2		1	1						8
井戸等飲料水	2	0														0
墓地	0	0					1									1
上記以外	1	8		2	1	1	1									5
合 計	94	202	4	6	5	15	55	36	11	7	0	0	1	1	141	

(3) 薬務

平成26年11月、「薬事法」から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」に名称が改められた。平成28年10月、特定毒物研究者について県から権限移譲を受けた。保健衛生の向上を図るため、関係施設の監視指導に努めている。

《薬務関係施設》

(単位：施設、件)

区 分	施 設 数			許可・登録(届出)件数			更新件数			廃止件数			監視件数					
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度			
総 数	1,170	1,181	1,168	64	50	38	62	72	102	77	39	51	145	131	188			
薬局・医薬品販売業者等	薬 局	142	142	139	14	4	0	14	21	26	14	4	3	46	44	40		
	薬局製造販売業	7	7	7	0	0	0	1	3	2	0	0	0	1	3	3		
	薬局製造業	7	7	7	0	0	0	1	3	2	0	0	0	1	3	3		
	医 店 舗 販 売 業	50	50	51	0	1	4	8	12	7	1	1	3	15	21	7		
	卸 売 販 売 業	23	22	21	0	0	0	0	3	5	0	1	1	0	4	14		
	薬 品 販 売 業	薬 種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		商 旧																
		一 般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
		駅 構 内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		歯 科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	業 業	ガ ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医 療 機 器 販 売 業	高 度 管 理	111	120	123	15	11	6	9	11	28	12	2	3	26	20	38	
		管 理	655	664	662	27	31	24	/	/	/	33	22	26	8	0	0	
毒 物 劇 物 営 業 者 等	製 造 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	輸 入 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	販 売 業	一 般	140	134	125	8	2	2	12	19	29	10	8	11	20	25	46	
		農 業 用	26	26	25	0	0	2	17	0	3	6	0	3	22	4	9	
	特 定	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0		
	要 届 出 業 務 上 取 扱 者	4	5	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	7	6		
届 出 不 要 業 務 上 取 扱 者 (特 定 毒 物 使 用 者 以 外)	0	0	0	0	0	0	/	/	/	0	0	0	1	0	6			
そ の 他	—	—	—	—	—	—	/	/	/	—	—	—	0	0	16			

※ 施設数は各年度末現在

店舗販売業：一般販売業を含む。

(4) 動物の保護管理

動物愛護センターが、平成16年1月15日に郷原に移転した。

動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図る施設として研修室などを備えている。

収容された犬猫が快適にすごせるよう、冷暖房・床暖房を完備している。

① 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法では、飼い主は、犬の登録と狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられている。(ただし、生後91日未満のものは除く。)そのため、例年のとおり4～5月に市内の公園や市民センターなどに会場を設けて、新たな登録と狂犬病予防注射(集合注射)を行った。

なお、狂犬病予防注射は、開業獣医師のところでも接種可能である。

《犬の登録と狂犬病予防注射の実施状況》

(単位：頭)

区分	登録数	予防接種頭数		
		総数	集合注射	その他
2年度	10,834	7,634	438	7,196
3年度	10,709	7,842	1,236	6,606
4年度	10,478	7,537	1,123	6,414

※犬の所有者から、その犬が負傷、疾病、老衰などにより、予防注射の延期の申し出があった場合、開業獣医師の交付する狂犬病予防注射実施猶予認定書により予防注射を猶予する。

② 犬の捕獲

狂犬病予防法に基づき、繋がれていない犬や市民からの苦情に対し、捕獲業務を行った。

《犬の捕獲状況》

(単位：件、頭)

区分	総数		技術員によるもの		捕獲器によるもの	
	受付	捕獲	受付	捕獲	受付	捕獲
2年度	214	54	156	41	58	13
3年度	215	35	169	28	46	7
4年度	140	34	117	30	23	4

③ 犬・猫の引取り

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬・猫の引取り業務を行った。

《犬・猫の引取り状況》 (単位：件，頭)

区分	犬		猫	
	受付	引取り	受付	引取り
2年度	59	136	95	199
3年度	29	62	25	43
4年度	30	71	14	22

④ 咬傷事故

広島県動物愛護管理条例により、犬が人を咬んだ場合、その飼い主は、咬傷事故の届出と、獣医師による狂犬病か否かの診断が義務づけられている。

《咬傷事故状況》 (単位：件)

区分	総数	飼い犬による			野犬による
		登録犬	未登録犬	飼主不明犬	
2年度	10	9	0	1	0
3年度	3	3	0	0	0
4年度	7	6	0	1	0

⑤ 犬・猫の譲渡

犬・猫の譲渡事務取扱要綱を定め、実施している。

《犬・猫の譲渡状況》 (単位：頭)

区分	犬	猫
2年度	183 (48)	218 (12)
3年度	102 (27)	58 (20)
4年度	76 (44)	40 (39)

※ () 内は成犬猫数

※猫は平成27年8月から、犬は平成28年度から、処分せずに動物愛護団体等に団体譲渡している。

⑥ 猫の不妊・去勢手術の一部補助

猫の不妊・去勢手術の補助に関する要綱を定め、平成7年11月1日から実施している。

《猫の不妊・去勢手術の補助状況》 (単位：件)

区分	総数	不妊	去勢
2年度	128	83	45
3年度	385	227	158
4年度	231	136	95

⑦ 地域猫活動の支援

野良猫（飼い主のいない猫）の対策として、「地域猫活動ガイドライン」を策定し、地域猫活動実施要綱を定め、平成28年度から地域猫活動に対する支援（住民の負担なしで不妊去勢手術）を行っている。

《地域猫活動に対する支援状況》 (単位：箇所、件)

区分	箇所	総数	不妊	去勢
2年度	12	120	57	63
3年度	21	250	156	94
4年度	24	282	170	112

⑧ 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、ペットショップ、トリマー、ペットホテルなど、営利で動物を取り扱う（第1種動物取扱業）には登録が、非営利で取り扱う（第2種動物取扱業）には届出が必要である。

《第1種動物取扱業の登録状況》 (単位：件、施設)

区分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養	施設数
2年度	35	33	3	2	5	0	0	66
3年度	34	35	3	2	4	0	0	66
4年度	34	37	4	2	5	0	2	67

《第2種動物取扱業の届出状況》 (単位：件、施設)

区分	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	施設数
2年度	1	0	0	0	0	1
3年度	1	0	0	0	0	1
4年度	1	0	0	0	0	1

⑨ 特定動物の飼養

動物の愛護及び管理に関する法律により、ライオン、ワニ、さるなど、人に危害を加えるおそれのある動物は、特定動物に指定され、飼うには呉市保健所の許可が必要である。

《特定動物の飼養状況》 (単位：件，施設)

区分	ワニ	
	施設数	頭数
2年度	1	2
3年度	1	2
4年度	1	2

⑩ 動物愛護啓発行事

動物愛護週間の趣旨にそって、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるよう、関係団体の協力を得て開催している。

3 衛生検査状況

市民及び市内業者からの依頼に基づき検査を令和2年度まで実施した。

令和3年度以後は、保健所での受付を取りやめ、民間の検査事業所の利用をお願いしている。

(単位：件)

区分	2年度	3年度	4年度
総数	666	—	—
食品衛生	0	/	/
食品	0		
その他	0		
飲料水	335		
井戸水	164		
ビル給水	59		
船舶水	110		
その他	2		
環境衛生	65		
プール水	23		
地下水	40		
浴槽水	0		
砂場の砂	2		
その他	0		
臨床検査	266		
腸内細菌のみ	34		
腸内細菌とO157	232		
O157のみ	0		